

企画競争実施の公示

令和 7 年 2 月 21 日

国土交通省観光庁観光地域振興課長 安部 勝也

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業に係る事務局運営業務
- (2) 業務内容 訪日外国人旅行者等の誘客に関する各分野の専門家を選定・登録し、訪日外国人旅行者等の周遊促進に取り組む地域に派遣するための事務局を運営する。
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 13 日(金曜日)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有する者、又は、申請をして受付された者であること。
- (4) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

- (1) 担当課等
観光庁観光地域振興課 野川 村上
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話：03-5253-8327(直通)
メールアドレス：hqt-inboundexpert@gxb.mlit.go.jp
- (2) 企画競争説明書の交付期間、場所及び方法
令和 7 年 2 月 21 日(金曜日)から令和 7 年 4 月 1 日(火曜日)17 時 00 分まで、(1)に同じ。
なお、電子メールで説明書の交付を希望する場合は、件名に「企画説明書交付依頼」と記載し、(1)のメールアドレスに送信すること。手交を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
また、企画提案書を提出する意思がある場合は、令和 7 年 3 月 26 日(水曜日)までに提出意思を(1)の担当に連絡すること。
- (3) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限
持参、郵送(配達記録が残るものであること。)に限る。(1)に同じ。令和 7 年 4 月 2 日(水曜日)17 時 00 分
- (4) 説明会実施の有無、日時及び場所
無
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
必要に応じて行う場合がある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、観光庁等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、観光庁との契約関係を生じるものではない。なお、本業務の契約手続は令和 7 年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。

以上